

平成 30 事業年度  
退職者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書  
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

平成 30 事業年度  
事業報告書

# 平成 30 事業年度退職者医療関係業務 事業報告書

## 1. 退職者医療関係業務の概要

### (1) 事業内容

国民健康保険法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。
- イ 都道府県に対し療養給付費等交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

### (2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 30 事業年度	平成 29 事業年度末
職員定数	19 名	21 名

### (3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
昭和 59 年 10 月	国民健康保険法に基づく退職者医療関係業務を開始した。

### (4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

### (5) 退職者医療関係業務を行う根拠となる法律

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

### (6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 平成30事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 拠出金の徴収

平成30事業年度における拠出金の予定額は

療養給付費等拠出金	90,566,189 千円
事務費拠出金	473,032 千円
計	91,039,221 千円

であって、これに対する拠出金の徴収決定額は

療養給付費等拠出金	47,338,266 千円
事務費拠出金	473,286 千円
計	47,811,553 千円

であった。

この拠出金徴収決定額に対し収入済額は

療養給付費等拠出金	43,808,265 千円
事務費拠出金	439,452 千円
計	44,247,718 千円

であって、差し引き

療養給付費等拠出金	3,530,001 千円
事務費拠出金	33,834 千円
計	3,563,835 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成30事業年度に繰り越された平成29事業年度の収入未済額

療養給付費等拠出金	17,844,705 千円
事務費拠出金	36,727 千円
計	17,881,432 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 療養給付費等交付金の交付

平成 30 事業年度における療養給付費等交付金の予定額は

128,591,859 千円

であって、これに対する療養給付費等交付金の交付決定額は

68,623,328 千円

であった。

この療養給付費等交付金交付決定額に対し支出済額は

65,636,932 千円

であって、差し引き

2,986,396 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 30 事業年度に繰り越された平成 29 事業年度の支払未済額

11,771,771 千円

については、年度内に全額を支出した。

平成 30 事業年度において交付決定した平成 29 年度分に係る療養給付費等交付金の確定額は

177,389,764 千円

であって、平成 29 事業年度において交付決定した平成 29 年度分に係る概算療養給付費等交付金の決定額は

179,131,359 千円

であった。この精算にあたっては、次のとおり返還請求又は追加交付を行った。

療養給付費等交付金の返還請求決定額は

8,003,691 千円

であった。

この療養給付費等交付金の返還請求決定額については、年度内に全額が収入となった。

また、療養給付費等交付金の追加交付決定額は

6,262,097 千円

であった。

この療養給付費等交付金の追加交付決定額については、平成 30 事業年度における療養給付費等交付金の決定額に含まれており、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 30 事業年度における資金計画は、収入支出とも

事業費勘定	175,752,395 千円
事務費勘定	880,220 千円
計	176,632,615 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	128,427,131 千円
事務費勘定	867,811 千円
計	129,294,942 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	47,325,263 千円
------------	---------------

減少し、

事務費勘定については	12,408 千円
------------	-----------

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
	千円	千円	千円		千円	千円	千円	
療養給付費等交付金	133,471,381	77,408,703	△ 56,062,677	前年度からの繰越金	55,905,436	58,293,223	2,387,787	
事務費勘定へ繰入	473,032	473,286	254	療養給付費等拠出金収入	103,246,006	61,652,970	△ 41,593,035	
借入金償還金	0	0	0	事務費拠出金収入	475,410	476,179	769	
借入金利息	1	0	△ 1	借入金	11,000,000	0	△ 11,000,000	
拠出金精算返還金	114,471	424,672	310,201	雑収入	4,689	1,065	△ 3,623	
予備費	41,693,510	—	△ 41,693,510	交付金精算返還金	5,120,854	8,003,691	2,882,837	
翌年度への繰越金	—	50,120,468	50,120,468					
合 計	175,752,395	128,427,131	△ 47,325,263	合 計	175,752,395	128,427,131	△ 47,325,263	

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		入			
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
事務取扱費	453,282	368,421	△ 84,860	前年度からの繰越金	393,769	392,856	△ 912
職員諸給与	205,460	203,341	△ 2,118	事業費勘定からの受入	473,032	473,286	254
管理諸費	247,822	165,080	△ 82,741	その他の収入	13,014	1,663	△ 11,350
その他の支出	45,718	51,814	6,096	雑収入	405	3	△ 401
翌年度への繰越金	381,220	447,574	66,354				
合 計	880,220	867,811	△ 12,408	合 計	880,220	867,811	△ 12,408



ウ 借入金  
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ  
該当なし

オ 国からの補助金等  
該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成27事業年度から平成29事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

拠出金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
療養給付費等	27	383,556,165	387,545,280	358,062,491	29,482,789
	28	279,944,516	250,149,387	231,191,404	18,957,983
	29	255,039,942	242,717,062	224,872,357	17,844,705
事 務 費	27	537,474	537,790	497,550	40,240
	28	489,314	490,124	453,662	36,462
	29	510,399	510,816	474,089	36,727

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

療養給付費等交付金

(単位：千円)

年 度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支 払 未 済 額
27	449,434,768	449,052,257	405,657,873	43,394,384
28	388,372,357	320,330,880	300,090,176	20,240,704
29	248,055,937	186,420,940	174,649,169	11,771,771

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 27 事業年度から平成 29 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
27	支 出	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959
	収 入	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959
28	支 出	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770
	収 入	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770
29	支 出	306,426,609	254,641,068	△ 51,785,540
	収 入	306,426,609	254,641,068	△ 51,785,540

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
27	支 出	901,097	989,202	88,105
	収 入	901,097	989,202	88,105
28	支 出	895,076	950,673	55,597
	収 入	895,076	950,673	55,597
29	支 出	906,047	950,475	44,428
	収 入	906,047	950,475	44,428

ウ 借入金  
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ  
該当なし

オ 国からの補助金等  
該当なし

4. 退職者医療関係業務の一部の委託を受け、又は退職者医療関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要  
該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

退職者医療制度は、経過措置として整備されており、今後においても、継続して関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

# 平成 30 事業年度 決算報告書

1. 平成 30 事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

# 1. 平成30事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書

## 1. 事業費勘定

平成30事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 86,840,211 千円

であって

支出決定済額は 69,521,287 千円

であった。

したがって、収入が支出を 17,318,923 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 17,318,923 千円

であって、国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第146条第1項の規定により、積立金（別途積立金）として整理することとした。

## 2. 事務費勘定

平成30事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 547,212 千円

であって

支出決定済額は 483,153 千円

であった。

したがって、収入が支出を 64,058 千円

超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、国民健康保険法附則第17条各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

## 3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

平成30事業年度退職者医療特別会計  
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 拠出金	収入	千円 91,039,221	千円 47,811,553	千円 △ 43,227,667	
(項)	療養給付費等拠出金収入	90,566,189	47,338,266	△ 43,227,922	
(項)	事務費拠出金収入	473,032	473,286	254	
(款) 受入金	金	31,023,902	31,023,900	△ 1	
(項)	受入金	31,023,902	31,023,900	△ 1	
(款) 借入金	金	11,000,000	0	△ 11,000,000	
(項)	借入金	11,000,000	0	△ 11,000,000	
(款) 雑収入	入	5,125,543	8,004,757	2,879,214	
(項)	雑収入	4,689	1,065	△ 3,623	
(項)	交付金精算返還金	5,120,854	8,003,691	2,882,837	
合	計	138,188,666	86,840,211	△ 51,348,454	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増 △減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 療養給付費等交付金	128,591,859	—	—	—	128,591,859	68,623,328	—	59,968,530	
(項) 療養給付費等交付金	128,591,859	—	—	—	128,591,859	68,623,328	—	59,968,530	
(款) 事務費勘定へ繰入	473,032	—	255	—	473,287	473,286	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	473,032	—	255	—	473,287	473,286	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	114,471	—	310,202	—	424,673	424,672	—	0	
(項) 拠出金精算返還金	114,471	—	310,202	—	424,673	424,672	—	0	
(款) 予 備 費	9,009,303	—	△ 310,457	—	8,698,846	—	—	8,698,846	予備費は用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	9,009,303	—	△ 310,457	—	8,698,846	—	—	8,698,846	
合 計	138,188,666	—	—	—	138,188,666	69,521,287	—	68,667,378	



平成30事業年度退職者医療特別会計  
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 473,032	千円 473,286	千円 254	
(項) 事業費勘定からの受入	473,032	473,286	254	
(款) 受 入 金	57,342	57,342	0	
(項) 受 入 金	57,342	57,342	0	
(款) 雑 収 入	405	16,582	16,177	
(項) 雑 収 入	405	16,582	16,177	
合 計	530,779	547,212	16,433	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 512,830	—	—	千円 —	千円 512,830	千円 483,153	—	千円 29,676	
(項) 職員諸給与	205,320	—	—	—	205,320	203,217	—	2,102	
(項) 退職給付引当預金への繰入	53,399	—	—	—	53,399	53,092	—	306	
(項) 管理諸費	254,111	—	—	—	254,111	226,843	—	27,267	
(款) 予備費	17,949	—	—	—	17,949	—	—	17,949	
(項) 予備費	17,949	—	—	—	17,949	—	—	17,949	
合 計	530,779	—	—	—	530,779	483,153	—	47,625	

(別紙)

## 事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第14条の規定によりなおその効力を有するものとされた社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令（昭和59年厚生省令第40号）第7条第2項の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

1. 拠出金精算返還金が見込額を上回ったことに伴い、既定の支出予算に不足が生じたため。
2. 保険者設立による事務費拠出金収入の増収に伴い、事務費勘定へ繰入が増額となったことにより、既定予算に不足が生じたため。

## 2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条の規定によりなおその効力を有するものとされた社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成30事業年度退職者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は11,000,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第147条第3項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。